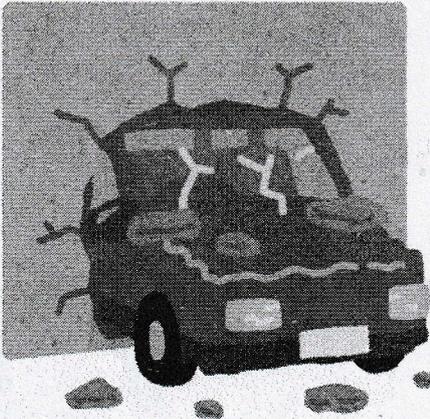


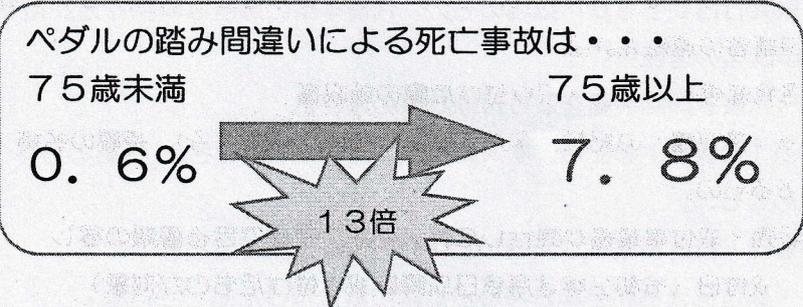
ペダルの踏み間違い事故の予防に！

後付け式ペダル踏み間違い抑制装置の設置に 最大5万円※の補助金を交付します！

※ 75歳以上で、国の補助金（最大4万円）と市の補助金1万円の合計



75歳以上のドライバーの事故原因は、「運転操作ミス」が急増します！



事故防止のために、手軽に設置できる「後付け式急発進抑制装置」を取り付けましょう！

- 車の買い替え不要！
- 多くの車種に対応！
- 自己負担約1万5千円～！※

※ 75歳以上で市の補助金を利用した場合の一例

静岡市急発進等抑制装置取付事業補助金のご案内

【補助を受けられる方】 静岡市内在住の 75歳以上（昭和21年4月1日以前生まれ）の方

【補助の内容】 1人1回1台限り、上限10,000円まで補助
（予算に達し次第受付終了となります）

【補助対象機器】 裏面をご参照ください

【補助対象経費】 対象機器及び取り付けに必要な部品の購入費、施工費

申請窓口・問合せ先：〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市役所 静岡庁舎 新館1階
生活安心安全課 防犯・交通安全係（TEL：054-221-1058）

必要書類等は裏面をご覧ください

【対象機器】

「踏み間違い加速抑制システム（トヨタ自動車㈱）」、「つくつく防止（ダイハツ工業㈱）」、「S-DRIVE」（㈱サン自動車工業、（一社）日本自動車車体補修協会）、「ペダルの見張り番Ⅱ」「アクセル見守り隊」（㈱データシステム）、「ワンペダル」（ナルセ機材㈱）、「ふみまちがい時加速抑制システム」（スズキ株式会社）、「ペダル踏み間違い加速抑制装置」（マツダ株式会社）、「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」「つくつく防止」（株式会社 SUBARU）、「あしもと見守るくん」（株式会社ワールドウイング）、「踏み間違い加速抑制システム」（株式会社ホンダアクセス）、「ペダル踏み間違い時加速抑制アシスト」（三菱自動車工業株式会社）、「後付け踏み間違い加速抑制アシスト」（日産自動車株式会社）

※ このほかにも追加で認定される場合があります。

【申請に必要な書類】

①申請者の「住民票（謄本）の写し」原本

※発行日から3か月以内のもの。代理申請の場合は続柄が分かるもの。

②申請者の運転免許証

③急発進等抑制装置を取り付けた際の領収書

※「領収書」の記載、本人支払額、宛名（申請者名）、装置の名称（製品番号）、販売者（店）名の記載があるもの。

④販売・取付事業者が発行した次の内容が確認できる書類の写し

- ・取付日（令和2年3月9日以降に取り付けたものが対象）
- ・取付費の内訳（安全装置本体代・取付代・その他補助対象外経費）

※ただし、いずれも領収書に記載がある場合は不要

⑤急発進等抑制装置を取り付けた自動車の自動車検査証の写し

⑥申請者名義の預金通帳（補助金の振込先口座）

⑦申請者の印鑑

⑧来庁者の身分証明書（代理申請の場合）

※ 郵送での申請を希望する場合は、事前に生活安心安全課（Tel054-221-1058）までご連絡ください。

【窓口で記入する書類】

①補助金交付申請書兼実績報告書

②請求書

③暴力団員等でないことを誓約する書面

【注意事項】

①代理の方でも申請できますが、本人が記入しなければならない書面（暴力団員等でないことを誓約する書面）がありますので、窓口で申請される場合は、できるだけ申請者ご本人がお越しください。

②申請者が暴力団員等であったときは、交付の決定を行いません。

③補助金の交付は、申請から2～3か月かかりますので、ご了承ください。

④補助金を利用して取り付けた急発進等抑制装置は、少なくとも1年間は継続してご使用ください。

⑤申請された方には、今後アンケートや市が実施する安全運転セミナー等のご案内を送付することがあります。

⑥補助金事業は予算に達し次第終了となります。